

## 金融商品の販売に関する方針

1. 当行は、お客さまの信頼の確保を第一義とし、法令・諸規則等を遵守し、お客さま本位の金融商品販売に徹します。
2. 当行は、お客さまご自身のご判断と責任においてお取引いただけるよう、商品内容やリスク内容などの重要事項について、十分にご理解をいただくよう努めます。
3. 当行は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適切な商品の勧誘を行います。また、当行は虚偽の事実を告げることや、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤認させるおそれのあることを告げるような勧誘は行いません。
4. 当行は、事前にお客さまのご了解をいただいている場合を除き、お客さまのご迷惑になる時間帯には、訪問や電話による勧誘は行いません。
5. 当行は、お客さまに対する勧誘の適正確保のために、内部管理体制を整備いたします。また、お客さまに対して適切な勧誘が行われるよう研修体制を充実し、行員の商品知識の習得に努めます。

## 保険募集指針

当行では、お客さまの幅広いニーズにお応えしていくために、生命保険・損害保険の取扱いを行っています。適切な保険募集を行うための方針として、本「保険募集指針」を定め、また各種法令等を遵守し、公正な保険募集に努めて参ります。

### 当行が保険募集を行う保険商品について

- 当行が保険募集を行う際には、保険商品の引受保険会社名をお客さまに明示いたします。
- お客さまにお勧めする保険商品と同一種目の保険商品を当行が複数取扱いしている場合には、お客さまの自主的な判断による選択を可能にするために、その商品の名称や引受保険会社名についての情報を当該保険の募集時にご提供いたします。
- 保険契約はお客さまと保険会社とのご契約となることから、保険契約の引受や保険金等の支払は、保険会社が行うこと等を保険募集時にご説明いたします。
- 引受保険会社が経営破綻した場合の取扱い等の保険契約に関するリスクについても、保険募集時に説明いたします。

### 保険募集に関する当行の責任について

- 当行では、保険募集に際しては、各種法令や監督指針等の遵守に努めております。
- 万一、説明義務違反等の法令等に違反する保険募集を行ったことにより、お客さまに損害が生じた場合には、当行が募集代理店としての販売責任を負います。

### ご契約後の当行の対応について

- 当行は、お客さまからの契約内容のご照会、保険募集に関する苦情・相談に対し、迅速かつ適切に対応いたします。
- ご相談の内容につきましては、当該保険契約の引受保険会社に連絡のうえ対応させていただく場合があります。また、保険金等の支払手続きに関する照会等を含む各種手続き方法につきましては、引受保険会社のコールセンター等をご案内させていただく場合があります。
- お客さまからの連絡先については、以下のとおりです。  
 〈お客さま相談室088-871-1187〉  
 〈受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日および銀行休日を除く）〉
- また、保険募集時のご説明内容やご契約締結後におけるお客さまとの面談記録等を、ご契約期間中にわたって適切に管理し、お客さまのご要望にお応えできるよう努めて参ります。

商 号：株式会社 高知銀行  
 登録金融機関：四国財務局長（登金）第8号  
 加入協会：日本証券業協会